

船舶事故調査報告書

令和2年7月8日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗揚
発生日時	令和2年1月11日 21時00分ごろ
発生場所	沖縄県渡名喜村渡名喜漁港南方沖 渡名喜港灯台から真方位184° 1.1海里（M）付近 （概位 北緯26°21.2′ 東経127°08.4′）
事故の概要	漁船孝栄丸は、北東進中、浅所に乗り揚げた。 孝栄丸は、船底外板の破口等を生じた。
事故調査の経過	令和2年1月29日、本事故の調査を担当する主管調査官（那覇事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 孝栄丸、2.1トン ON3-380016（漁船登録番号）、個人所有 8.44m（Lr）×2.15m×0.68m、FRP ディーゼル機関、93.4kW、平成11年10月29日 第296-20418号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 80歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年4月15日 免許証交付日 令和元年5月17日 （令和6年11月23日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	船底外板に破口を伴う擦過傷、プロペラ軸、プロペラ翼及び舵板に曲損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南西、風速 約10～15m/s、視界 良好 海象：波向 南西、波高 約3～4m、潮汐 下げ潮の初期
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、一本釣り漁の目的で、令和2年1月10日22時00分ごろ渡名喜漁港を出港し、南西進した。 本船は、翌11日06時30分ごろ漁場に到着して操業を開始し、操業を行っていたが、船長が11日の夜から天候が悪化する気象情報を入手していたので、16時00分ごろ帰港することとした。 本船は、渡名喜漁港に向け、船尾方から風及び波を受けながら、船

	<p>長が、船尾部で自動操舵装置のリモコンを持って自動操舵で北東進し、周囲に他船がないことを確認した後、船尾部にある椅子に腰を掛けていたところ、いつしか居眠りに陥り、21時00分ごろ渡名喜漁港南方沖の浅所に乗り揚げた。</p> <p>船長は、衝撃で起き、周辺一帯に白波が立っていたので、本船が浅所に乗り揚げたことを認め、投錨して船固めを行った。</p> <p>本船が所属する漁業協同組合の担当者は、帰港中の僚船から、渡名喜漁港南方沖の浅所付近に船の灯火が見える旨を伝えられ、本船がまだ帰港していなかったため、ポートを出港させて同沖の浅所付近を確認したところ、乗り揚げている本船を発見し、22時00分ごろ船長を救助した。</p> <p>渡名喜漁港南西方沖で漂泊していた遊漁船は、浅所に船が乗り揚げていることを海上保安庁に通報した。</p> <p>本船は、風及び波により、更に浅所内に圧流されて転覆し、乗り揚げた場所及び天候の影響により、引き揚げ作業ができないまま、同作業が行われるか未定となった。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船の喫水は、船首約0.4m、船尾約0.6mであった。</p> <p>船長は、ふだん、航行中に眠気を感じた場合、椅子から立ち上がって、船内を歩くなどして眠気を払っていた。</p> <p>船長は、ふだん、仮眠をとってから出港し、仮眠をとらずに操業を行って帰港していたが、11日の夜から天候が悪化する気象情報を入手し、仮眠をとらずにふだんより早く出港して操業を行っていたので疲労を感じていたこと、また、周囲に他船がいなかったことで気が緩んでいたことで、居眠りに陥ったと本事故後に思った。</p> <p>船長は、これまでも同様に仮眠をとらないで操業を行い、帰港していたので、居眠りすることはないと思っていたものの、近年はこれまでと同様に操業することが体力的に難しいと感じていた。</p> <p>船長は、針路を渡名喜漁港に向けていたものの、本船が渡名喜漁港南方沖の浅所に乗り揚げたので、船尾方からの風及び波により本船が右舷方に圧流されていたと本事故後に思った。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>本船は、渡名喜漁港に向けて北東進中、船長が、船尾部の椅子に腰を掛けた状態で居眠りに陥り、船尾方からの風及び波を受けて右舷方の渡名喜漁港南方沖の浅所に圧流されていることに気付かないまま航行を続けたことから、同浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、仮眠をとらないで出港し、操業の疲労を感じていたもの</p>

	<p>の、これまでに居眠りに陥ったことがなく、居眠りすることはないと思ひ、また、周囲に他船がおらず、気が緩んで、船尾部の椅子に腰を掛けた姿勢を続けたことから、覚醒水準が低下して居眠りに陥ったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が渡名喜漁港に向けて北東進中、船長が、船尾部の椅子に腰を掛けた状態で居眠りに陥り、船尾方からの風及び波を受けて右舷方の渡名喜漁港南方沖の浅所に圧流されていることに気付かないまま航行を続けたため、同浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 単独で乗り組む者は、椅子に腰を掛けた姿勢で操船中に眠気を感じた場合、椅子から立ち上がって操船するなど、眠気を払拭する措置を採ること。 ・ 長時間の操業等で疲労を感じている場合は、安全な海域で休憩してから帰港することが望ましい。

付図1 事故発生場所概略図

